

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和元年12月号 vol.62



今年も残りわずか。1年間、特に体調を崩すことなく、走り通すことができました。大切なお客様からいただいているお仕事を全うするためには、健康管理も大事な仕事の一つ。年1回定期的に受けている健康診断ではほぼオールAの成績。最近ではレースに出ることは少なくなったとはいえ、少しずつでもトレーニングを続けてきた賜物でしょうか。

今年からは、我が家の愛猫、ムギとホップにも健康診断を受けていただくことに(笑)明るく元気に健康に今年を締めくくりたいと思います。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



「遺留分の減殺請求」という言葉を耳にしたことがあると思います。相続法の改正により、この遺留分制度が大きく変更されています。今回は、この改正の内容についてご紹介します。

”「遺留分減殺請求」の呼び名が「遺留分侵害額請求」に改められました”

遺言や生前に贈与があると、本来の法定相続人であっても遺産相続ができなくなることがあります。そのようなとき、受益者に請求することで一定の遺産をもらうことができる権利、それが「遺留分」です。この遺留分の返還を受ける方法が大きく変わりました。

(改正前)

たとえば不動産の遺贈や贈与があった場合に遺留分の請求をすると、遺留分を侵害された範囲内でその不動産そのものを取り戻すことになるため、遺贈や贈与で不動産をもらった者と、遺留分の返還を受けた者が、その不動産を共有する結果となっていました。共有となると、不動産の利用、処分に大変な支障が生じることがあります。

(改正後)

遺留分を侵害された「価額」を金銭で請求できる権利に変更されました。改正前のケースを例にすると、不動産の一部ではなく、金銭によって返還を受けれるようになりました。ただし、金銭をすぐに支払えない場合は、裁判所が金銭の支払いについて相当の期限を与えることができることとなっています。

上記の改正は、令和1年7月1日からスタートしています。

「今月の本の紹介」

「半径3メートル以内を幸せにする」
(本田 晃一 著・きずな出版)

今年最後に紹介するのは、心の大富豪になる秘訣がたくさん詰まった一冊。

中でも、「10分後の幸せのために今の設定を変えてみる」という考え方が好きでした。今、見返りを求めずに周囲を笑顔にすることで、自分に幸せが返ってくる。これを何年も積み重ねていけば、自分も満たされ、人も満たし、人生は豊かなものになっていくものと思います。

年の終わりに、自分の周囲の人々に感謝し、幸せについて考えてみるのもよいのではないのでしょうか。

「気まぐれ簡単レシピ」

< 鮭のホイル焼き >

- ・生鮭 2切れ → 3つにカット、塩と酒を振っておく
 - ・かぼちゃ → ひと口大薄切り
 - ・なす、しめじ → 薄切り
 - ・ねぎ(みじん)、しょうが(みじん)、味噌(大1)、みりん(大1/2)、マヨネーズ(大1/2) (A)
- ①野菜と鮭をアルミの上のせる。
 - ②(A)を混ぜ合わせたものをかけて、アルミの口を閉じる。
 - ③グリルで15分ほど焼く。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所